

# 「みやぎ環境税」の今後の在り方について

## 1 みやぎ環境税の概要

- みやぎ環境税は、地球温暖化対策など喫緊の環境課題に対応し、宮城の豊かな環境を守り、次世代に引き継いでいくため、平成23年度から個人及び法人の県民税均等割の超過課税として導入し、様々な環境施策を展開してきました。
- 第2課税期間（平成28年度～令和2年度）の5年間で約80億円の税収を見込んでいます。 ※個人：年間1,200円、法人：標準税率の10%相当額（年間2,000円～80,000円）

## 2 検討会議の設置等

- 令和元年11月から、庁内検討会議の設置等により、みやぎ環境税の今後の在り方について検討してきました。
    - (1) 庁内での検討状況…
      - ・検討会議【関係課長会議】、ワーキンググループ 計6回
      - ・政策・財政会議
    - (2) 市町村からの意見聴取…
      - ・アンケート調査（R1.11～12）、担当課長会議（R2.1.15, R2.8.6）
- ※主な意見:「みやぎ環境税はこれまで有効に活用」「令和3年度以降も継続が必要」

## 3 税活用事業の成果（第2課税期間）

- 事業の方向性である「新みやぎグリーン戦略プラン」を策定し、県事業及び市町村事業を実施してきました。
  - (1) 県事業
    - ①低炭素社会の推進 …21事業
    - ②森林の保全・機能強化 …12事業
    - ③生物多様性・自然環境の保全 …20事業
    - ④環境共生型社会構築のための人材の充実…12事業

合計 65事業
  - (2) 市町村事業
    - みやぎ環境交付金事業として、メニュー選択型及び市町村提案型の事業を実施してきました。
  - (3) 二酸化炭素の削減見込み量
    - 第2課税期間の5年間で、約31万8千トン（一般家庭の年間排出量で7万世帯相当）を見込んでいます。
    - ※平成23年度以降の総削減見込量：約66万トン

## 4 今後の在り方

- 依然として温室効果ガスの排出量が東日本大震災前を上回っていることや野生鳥獣による被害が増加していることなど、各分野において多くの環境課題が存在しています。また、脱炭素社会の構築や気候変動への適応などの新たな課題も発生しています。
- これらの課題に対応するための取組を継続していくことが必要であることから、令和3年度から令和7年度までの5年間、現行の課税制度を延長したいと考えています（税率の変更なし）。
- 延長に当たっては、「新みやぎグリーン戦略プラン」を改定します。（裏面参照）

(裏面)

## 新みやぎグリーン戦略プラン【改定版】の骨子（案）

### 【本県が目指す姿】

- 脱炭素社会の構築に向け、環境に配慮した生活・産業を推進する宮城県
- 地球温暖化防止と美しく安全な県土づくりのため、森林を活かし育む宮城県
- 気候変動の影響への適応力を備えた、強く柔軟な宮城県
- 地域循環共生圏の形成に向け、人と自然環境との輪を守り育てる宮城県

### 【目指す姿の達成に向けた5つの視点】

#### 視点1 脱炭素社会の構築

- ① 環境に配慮したグリーン経済の推進
- ② 地域特性を生かしたエネルギーの利用の推進
- ③ 省エネルギー対策の推進
- ④ 次世代エネルギーの普及促進

#### 視点2 森林の保全及び機能強化

- ① 森林の多面的機能の維持・強化
- ② 持続可能な森林づくりに向けた木材利用の推進

#### 視点3 気候変動の影響への適応

- ① 産業における気候変動適応策
- ② 生活における気候変動適応策

#### 視点4 生物多様性、自然・海洋環境の保全

- ① 生物多様性の総合的推進
- ② 自然・海洋環境の保全・再生と次世代への継承

#### 視点5 地域循環共生圏形成のための人材の充実

- ① 環境立県を支える人材の育成
- ② 環境教育の一層の充実

### 参考：みやぎ環境税の概要

#### ○ 税の目的

宮城の豊かな環境を適切に保全し、次の世代へ引き継いでいくために、喫緊の環境問題に対応する施策に充当する財源として導入するもの。

#### ○ 課税方式

個人及び法人の県民税均等割に上乗せして課税（超過課税）

#### ○ 納税義務者及び超過課税の税率

	個人	法人
納税義務者	県内に住所等を有する個人※	県内に事務所・事業所等を有する法人
税率	年 1,200円	標準税率の10%相当額 (資本金等の額により年2,000円～80,000円)

※ 1月1日現在で県内に住所等を有する個人。

※ 所得金額が一定の額以下など、県民税均等割が課税されない個人は非課税。

#### ○ 現行の課税期間

個人：平成28年度から令和2年度まで

法人：平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に終了する各事業年度